

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和2年2月4日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900468号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900213号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月1日から平成15年6月1日まで

A社に派遣社員として雇用され、平成14年6月1日から平成17年3月15日までの期間において、C社に週5日フルタイムで勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間もA社に勤務していたので、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成14年6月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の同僚の陳述、請求者から提出された預金通帳の写し及び請求期間に係る給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)から、請求者が請求期間において、同社の派遣社員としてC社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、B社は、請求者の勤務期間、雇用形態並びに請求期間当時の派遣社員に係る社会保険及び雇用保険の加入基準に関する資料を保管しておらず、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる資格要件を満たしていたか否かについて確認することができない。

また、B社は、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答しているところ、同社の厚生課社会保険事務担当者は、社会保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨陳述している。

さらに、前述の源泉徴収票における社会保険料等の控除額について、平成14年分の控除額は0円である上、平成15年分の控除額は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額から推認される健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における雇用形態及び勤務実態並びに厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900235号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900214号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年7月30日から同年9月1日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

昭和52年7月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和52年7月30日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年7月30日から同年9月1日まで

私のねんきん定期便の記録を見ると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が昭和52年7月30日と記録されているが、勤続年数承継通知書のとおり、同社に継続して勤務していたので、資格喪失年月日を同年9月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された勤続年数承継通知書及び同僚の陳述等により、請求者が請求期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、請求期間及び請求期間の前後の期間において、請求者の勤務状況、雇用形態、業務内容及び勤務時間に変更はなかった旨回答している上、請求期間に、同社又はB社に勤務していたとする者は、自身も請求者も、請求期間の前後を通して、勤務形態等に変更はなかった旨回答している。

さらに、A社の事務責任者であるとする者は、当時のことは不明であるが、請求期間も勤務状況、雇用形態、業務内容及び勤務時間に変更がなかったとすると、社会保険に加入させていたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和52年6月の厚生年金保険の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は資料がなく不明である旨回答しているが、同社の顧問社会保険労務士から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における請求者の資格喪失年月日が昭和52年7月30日となっていることから、同日を資格喪失年月日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。